

「はい、こちら企業の労働110番です」。お電話はある製造会社の総務課長さんからでした。「うちの会社は主に表面処理加工を専門としており、いわば中間加工業なので納期・仕事量により残業・休日出勤が恒常に発生するため、労働時間の上限規制への対応が難し

を含めた直前2~6か月全てで平均80時間以内(休日労働含む)、月100時間未満(休日労働を含む)を超えることが出来ず、月45時間を超えることができるは、年間6か月までです。さらに、36協定の締結に当たつて留意すべき事項が定められており、①時間外労働・休日労働は

必要最小限にとど

めること、②使用者は、36協定の範

囲内であつても労

働者に対する安全

配慮義務を負う。

労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まるこ

とに留意する必要

があること、③特

別条項適用労働者の健康・福祉を確

保することなど、

時間外労働及び休

日労働を適正なも

のとすることが求

められています。

しかしながら、時間外労働や休日労働を削減するために取引先への納

期変更などの要望は安易にできるも

のではなく、まず社内で実施可能な

あらゆる対策を講じる必要があります。

①変形労働時間制の活用、②業務の特性に合わせて業務・担当別に休日

を変える、③複数対応制による業務

合でも、年720時間以内、当月

の特別の事情がなければこれを超えることはできません。また、臨時的な事情があつて労使が合意する場

名北協会相談員日誌 107

# 名北の企業の労働110番です



(一社)名北労働基準協会 業務推進室長

特定社会保険労務士 加藤 豊

## 労働時間・均等待遇への対応あれこれ



年休付与日が異なってくるため、年5日をどのように管理したらいいのか?』とのご質問がありました。

厚生労働省の『年5日の年次有給休暇の確実な取得・わかりやすい解説』によると、入社半年後(2019年10月1日)に10日以上の年次有

給休暇を付与し、翌年度以降は全社的に起算日を統一するため、4月1日に年次有給休暇を付与する場合は、

1-1666)まで。



対応時間の拡大、④業務の見える化

月1日(1年目の基準日)から2021年3月31日(2年目の基準日から1年後)までの期間(18か月)に、

2年間(18÷12×5日)以上の年

次有給休暇を取得させる(比例按分

を行)ことも可能ですので、ご活

用くださいとお答えしました。

また、ある保守サービス会社さん

からは「年休起算日を統一しているが、中途採用者は入社した年と翌年

同一労働同一賃金に関して「契約社員の基本給・賞与は正社員に比べて低い退職金も支給していない

が、やっている仕事内容は変わらないので待遇差について合理的な説明がしづらい。今後どう

対応したらよいのだろうか?」

という漠然とした基本的なご質問もありました。

まず、①正社員、定年後の嘱

託社員、契約社員、パート社員

など、その雇用形態ごとに責

任・役割・能力・勤続期間・勤

務時間等の賃金を決定するため

の事項を職務記述書の活用などで整

理し、②すべての雇用形態で支給さ

れている各種手当の種類や要件・金

額等を洗い出し、③必要に応じて就

業規則や賃金規定・評価制度等の見

直しを行い、待遇差について納得して働いてもらえるように改善する必

く求人難による人手不足に直面して、いたある通信機器の販売会社では、「契約期間は1年として正社員への転換を図り、正社員にできな人は契約更新をしない制度に変えたことにより、①正社員希望の採用応募者が増え優秀な人材が確保しやすくなり、②退職者も減り採用教育費の削減ができたうえに、③商品の取り扱いに慣れた営業マンによる販売増や設置時間の削減などで、正社員化による人件費の増大をカバーしてきた。

また、契約社員の期間が1年限定ということから賞与・退職金などの待遇差についても合理的な説明がしやすくなったことを紹介して、人事制度の抜本的な見直しを含めた早急な対応の必要性をお話しました。

愛知県下各労働基準協会では、働き方改革関連法への対応を推進する企業のリーダーを養成する、働き方改革関連法対応のための「労働時間修習」及び「待遇差対応研修」を実施しております。

企業の繁栄と労働者の幸福につながる関係法への対応を行ったため、多くの企業の皆様にぜひともご利用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、当協会ホームページもしくは、総合受付(052-196